

行政文書一部公開決定通知書

6 人 第 1 0 号  
令和 6 年 6 月 18 日

名古屋市民オンブズマン代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和6年6月5日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	1、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」開催までの経緯について (お願い) 2、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」開催までの経緯について (お願い) の説明資料について (1)「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会中間報告 (29 ページの一部抜すい) (2)照会事項 3、説明案内を送付した団体名称がわかるもの 4、当日の内容がわかるもの (議事録、メモ、議事要約、音声、録画、Zoom 画面録画)		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 6 年 6 月 18 日以降	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	② 写しの交付	3 視聴
行政文書の一部を公開しない理由	別紙のとおり		
備 考	<決定を行った所管課・公所> スポーツ市民局人権施策推進部人権施策推進課 TEL 052-972-2583		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

## 行政文書の一部を公開しない理由

行政文書の名称中の 2 (2)、3 及び 4 については、以下の理由によりその一部を公開しないこととします。

### 名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当

公開請求のあった行政文書に記載されている氏名、当該個人の社会活動等に関する情報等については、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は 特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、非公開とします。

### 名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当

公開請求のあった行政文書に記載されている団体名、団体肩書、代表者、当該団体への照会事項等については、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより当該団体に対し「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案と類似の誹謗中傷、その他団体活動への妨害等が生じ、当該団体に不利益を与える蓋然性が高いことから、非公開とします。

### 名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当

公開請求のあった行政文書に記載されている照会事項、当日の内容がわかるものについては、現在「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会において検証・検討中の情報であって、公開することにより、外部からの干渉、圧力等を受けて率直な意見の交換が妨げられ意思決定の中立性が損なわれるおそれ、或いは未確定の段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、非公開とします。

令和6年5月20日

各障害者団体 代表者 各位

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」  
における差別事案に係る検証委員会事務局

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」開催までの経緯について(お願い)

当検証委員会は、令和5年6月3日に開催された名古屋市主催の「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案について、人権の観点から調査・検証を行っているところですが、標記の件につきまして、皆様に数点お伺いしたい事項がございます。

つきましては、下記の日程で、書面による照会のお願いをさせていただきたく存じます。

なお、出欠につきまして、別紙により令和6年5月24日(金)までにご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1 日 時 令和6年5月31日(金) 10時30分～11時30分(予定)

2 場 所 オンライン(Zoom)又は対面のハイブリット開催  
市役所東庁舎5階大会議室

3 議題(予定) 障害者団体へのお願いについて  
※書面での質問事項については、事前に送付いたします。

4 その他

(1)当日ご欠席の団体には、別途、お願いをさせていただきます。

(2)書面のみではなく、直接お話を伺わせていただくことが必要な場合には、お手数ですが、書面回答時にその旨ご連絡ください。

[事務局]スポーツ市民局人権施策推進部人権施策推進課  
電話:972-2436 FAX:972-6453(担当:伊藤、松田)  
MAIL:[a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp)  
[出欠連絡先]健康福祉局障害福祉部障害企画課  
電話:972-2585 FAX:951-3999(担当:榊原・岡嶋)  
MAIL:[a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)

<あて先>

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課 榊原・岡嶋 宛 (FAX:951-3999)

※送信票は不要です。この用紙のみをFAXでお送りください。

※郵送・電子メールでも結構です。

(別紙)

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」開催までの経緯について(お願い)

出欠について(令和6年5月31日)

【団体名】

---

【出席予定者】

---

---

【参加方法】(いずれかに○をご記入ください。)

オンライン 対面

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
健康福祉局障害福祉部障害企画課  
電話:972-2585 FAX:951-3999  
メール:a2585@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

令和6年5月28日

各障害者団体 代表者 各位

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」  
における差別事案に係る検証委員会事務局

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」開催までの経緯について(お願い)の  
説明資料について

日ごろは、本市の人権施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年5月31日に実施を予定しております「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」開催までの経緯について(お願い)の説明資料を送付させていただきますので、当日ご出席される際はご持参くださいますようお願い申し上げます。

[事務局]名古屋市スポーツ市民局人権施策推進部人権施策推進課  
電話:972-2436 FAX:972-6453(担当:伊藤・松田)  
e-mail:a2580@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会  
中間報告（29 ページの一部抜すい）

第7. 今後の検証に向けて

名古屋城木造復元事業のバリアフリーに関する問題が発生して以降、市は長年にわたり、障害者団体等との話し合いをはじめ、市民説明会やワークショップなど、様々な機会を設けて当該バリアフリーに関する問題への対応を検討してきたと聞いている。

その中で職員は、障害当事者の意見を聴き、検討の際のベースとなる障害者への理解や障害者差別解消法にいう「合理的配慮」への理解も深めてきたと思われるが、多年にわたる検討の中で、人事異動等もある中、それらが事業関係者の中で正しく共有され、引き継がれてきたのか。

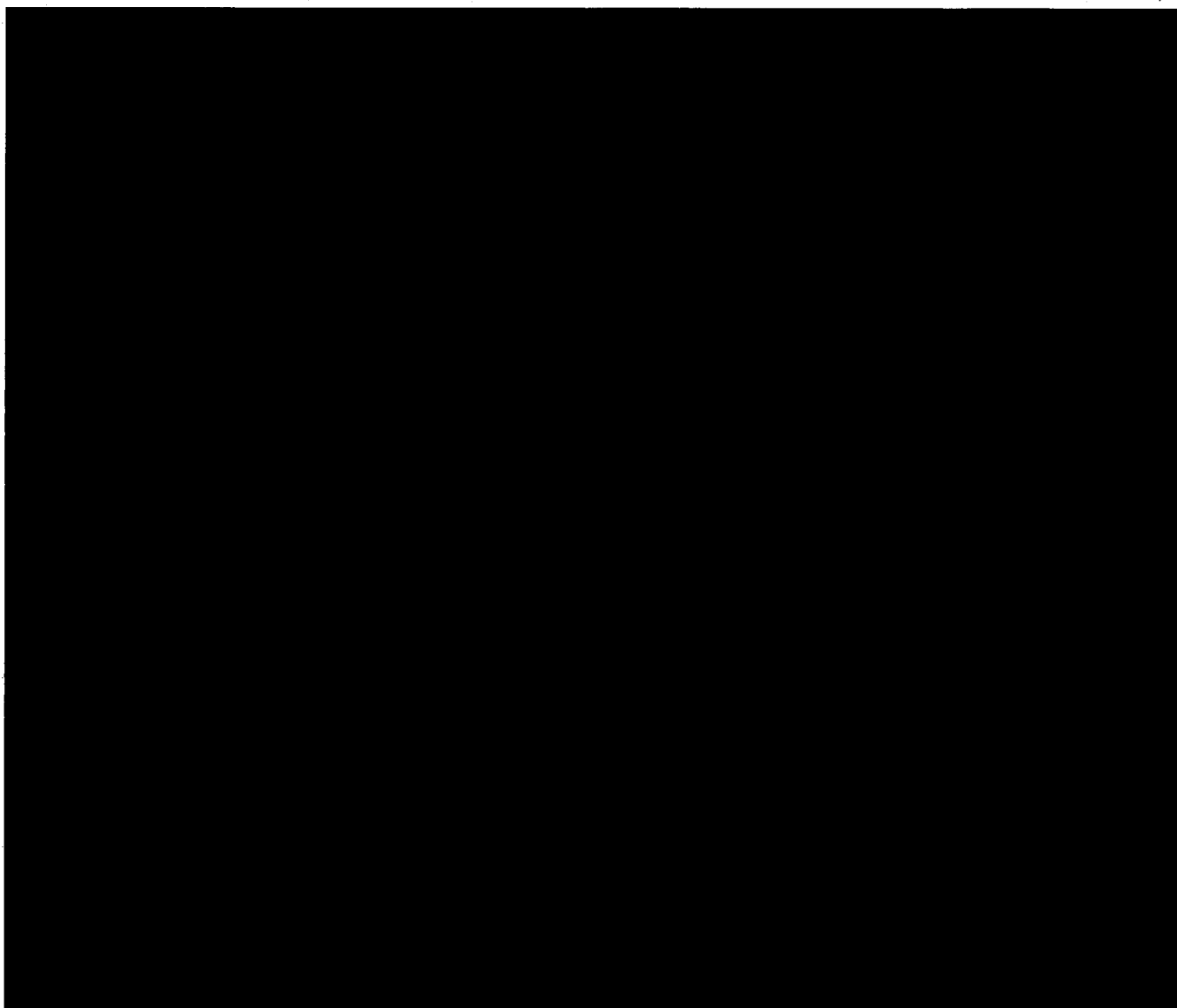
そして、合理的配慮については、障害者本人の意向を尊重しつつ、建設的対話による相互理解を通じて対応することが基本であり、昇降技術の公募も審査基準等について障害者団体等の意見を聞くなどして進められていた。それらの積み重ねがあるにもかかわらず、最終的な市の方針決定に当たって、市民意見を聴取するとして市民アンケート及び討論会を開催することの意義は何であり、それらが必要であったのか。また、そうした経緯を踏まえると、障害当事者の参加を考慮しない無作為抽出の手法による市民意見をもとに方針決定する場合に注意すべき点はなかったか。

中間報告では、差別事象に直接的に関わる事項に限定して検証してきたが、最終報告では、過去の経緯も含めて、これらの疑問点に関して検証していく予定である。

また、名古屋城のバリアフリーに関する問題については、厳しいスケジュールのもと合理的配慮を確保するため、職員は検討・調整に奔走してきた中で市長や様々な立場の市民からの意見にも対応する必要があり、そのために苦悩や葛藤も少なからず抱えてきたと推測されるが、そうしたことが、討論会の準備・運営や差別発言への対応に影響を与えたのではないか。こうした点を含め、本件事案についてさらに検証していきたい。

(略)

○照会事項



名簿

団体名	団体肩書	代表者	出欠	出席者	人数
-----	------	-----	----	-----	----

--	--	--	--	--	--

対面
オンライン
合計